

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて（2024 年度）

三和交通グループ

当社は、常に『輸送の安全が第一』であることを自覚し、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命であることを深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識のもと徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全の方針及び重点施策を定め、周知すると共に、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

■輸送の安全に関する基本的な方針

1) 安全方針

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- ② 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全体社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努めます。
- ③ 輸送の安全に関する情報について、積極的に公開します。
- ④ 法令・規程を遵守し、輸送の安全を確保します。
- ⑤ 安全管理体制の継続的改善等を全社員が一丸となって確実に実施し、PDCA サイクルの徹底により、継続的な見直しと改善に努め、必要な取り組みを推進します。

2) 行動方針

- ① 関係法令の遵守を大原則とし、確実な安全確認を実施する。
- ② 基本動作を怠らず、安全最優先を遵守する。
- ③ 安全運行のルールを守り、自らの運転習慣にする。

3) 重点施策（大方針）

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全を管理する規定に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用の支出・投資を積極的かつ効率的に行う。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、本社と営業所間で情報を共有する。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修の計画を作成し、これらを的確に実行する。
- ⑥ 当社関係会社である三和交通グループ各社と相互に協力し、連携して輸送の安全性向上に努める。

2007 年 1 月 1 日制定

2019 年 4 月 1 日改定

■輸送の安全に関する目標及びその達成状況

1) 2025 年（令和 7 年）度の目標

自動車事故報告規則第2条に基づく、報告事故件数≪0件≫はもちろんのこと、運輸安全マネジメントの重要性を十分に浸透させ、全社員の日々に意識へと結びつけることが出来る様に工夫し、関係法令及び社内規定の遵守と共に、当社の企業風土となる様に進めていく。

「安全確認の丁寧な励行で事故削減・事故件数1割減」

2) 2024 年度その達成状況

令和6年度の目標の達成状況（自動車事故報告規則第2条に基づく報告）

事故件数は≪30 件≫で目標達成できませんでした。事故件数は前年比5%の減少、事故経費は前年比マイナス2%という結果になりました。営業所毎にみると、事故件数は10 営業所中3 営業所で、事故経費については7 営業所で目標を達成いたしました。

2024 年度発生 30 件（警備の物損事故も含めた全ての事故発生状況）

(内訳件数)

[illegible]

2023 年度発生 31 件（警備の物損事故も含めた全ての事故発生状況）

(内訳件数)

[illegible]

2022 年度発生 31 件 （警備の物損事故も含めた全ての事故発生状況）
（内訳件数）

類 型	三和交通(株)西都		三和交通(株)小林		宮崎タクシー(株)		柳田タクシー		備 考
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
衝突（加害事故）	0	1	0	0	0	1	0	1	
衝突（双責事故）	0	2	0	2	0	2	0	1	
衝突（被害事故）	0	1	0	0	0	0	0	1	
車内事故	0	0	0	0	0	0	0	0	
自損物件事故	5	6	0	2	0	8	0	3	
健康起因	5	5	5	5	5	5	5	5	
車両故障	5	5	5	5	5	5	5	5	

■自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計 （総件数および類型別の事故件数）

期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

類 型	三和交通(株)西都		三和交通(株)小林		宮崎タクシー(株)		MR交通高鍋	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償法保障施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けた者をいう)を生じたもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障施行令第5条第4号(11日以上医師の治療を要する傷害)の傷害が生じたもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することが出来なくなったもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置(原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸、その他の走行措置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置、電気装置、車枠及び車体、連結装置等)の破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止をはかるため国土交通大臣が特に必要と認めて報告指示したもの	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

■輸送の安全のために講じた措置及び工事用とする措置

1) 2025 年度輸送の安全に関する重点施策

2025 年度輸送の安全に関する特別強化項目として以下の項目に取り組んでおります。

- ① 一旦停止の確実な停止後の丁寧な確認と交差点周辺での減速の励行
- ② 後退事故撲滅
- ③ 熱中症の撲滅と新型コロナ感染対策

2) 2025 年度の取り組み

① 安全に対する基本ルーツの遵守

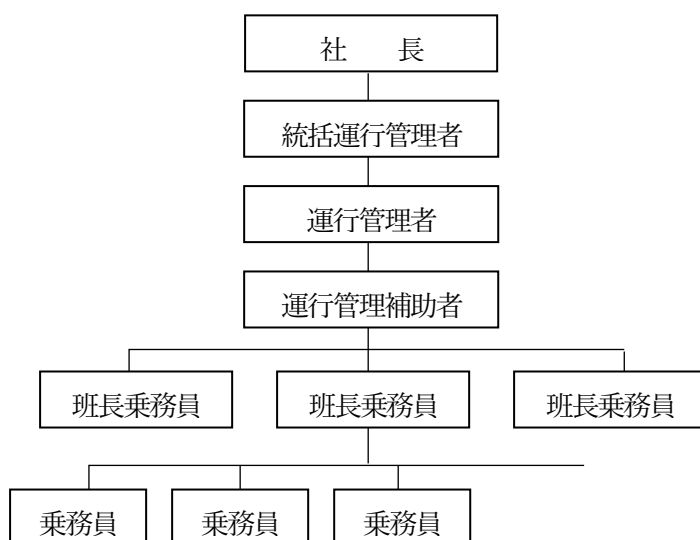
- イ. 社長、安全統括管理者による営業所巡視
- ロ. 個別面談による法令遵守意識の徹底
- ハ. 集団点呼やグループ毎研修など定期研修の実施教育
- ニ. 事故惹起者を集めた発生事例の分析と対策検討
- ホ. 運輸安全マネジメントの必要性及びキックオフミーティング（9～10 月）の実施

② PDCA サイクルを活用した業務改善

- イ. 毎月、経営トップ・安全統括管理者・経営管理部門・現業管理部門が出席する所長会議を開催し、取り組みの確認と見直しを実施

■輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

事故、重大事故、災害、異常事態発生時等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



「運輸安全管理規程」の添付資料である「事故処理ルール」で定めております。

■運輸安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

2024 年 2 月 3 日～4 月 8 日の間、営業所の内部監査をグループ会社運行管理者で、輸送の安全に関する内部監査を実施しました。

内部監査の結果、点呼記録簿・行程表などの運行帳票類をはじめ車両の管理・法定点検の実施状況、また事故・クレーム後の面談指導など関連法令、規定の遵守及び運輸安全マネジメントの趣旨を十分に理解し、理解度と周知不足の問題は残るものの、概ね不備が無く安全管理体制に取り組んでいることが確認できました。

監査所見に「重大な不適合事項」はありませんでしたが、認識の甘さがあり、運輸安全マネジメ

ントの必要性については認知されているが、社員によりその重要性和認知の度合いに大きな差がある。さらに、全社員の理解を深め、日々の意識付けに繋げる工夫が必要であります。

今後も「運輸安全マネジメント体制」の継続的改善による輸送の安全確保に努めてまいります。

■輸送の安全に係る教育及び研修の実施状況

2024 年度教育及び研修

(1) 定期研修の実施

① 集団点呼（月 2 回） 注：グループ毎研修のある月は 1 回

② 当社主催の乗務員教育（2 カ月に 1 回） 全乗務員参加

(2) 半期ごとの事故惹起者研修

(3) 安全マネジメントキックオフミーティング（9-10 月）と継続活動 全乗務員参加

(4) 外部機関による研修への参加

踏切事故研修（バス協会主催） 2 名

(5) 管理者教育

イ. 運行管理者一般講習：9 名 運行管理者基礎講習：4 名

ロ. 運輸安全マネジメントセミナー：3 名

ハ. 整備管理者：4 名 整備管理者選任前研修：1 名

ニ. 普通救命講習Ⅰ：2 名

■2025 年度安全に対する投資

(1) 外部の指導を仰ぎ、社内の PDCA の強化による指導

(2) 運輸安全マネジメントの外部指導を受け、タクシーのドライブレコーダを 10 台増設と 2020 年 11 月迄に、三和交通 2 社（貸切バス、タクシー）の車両全車に装着を完了しており、古くなったものの更新 10 台を実施いたします。

(3) 安全に関する資格の取得

イ. 運行管理者：2 名

ロ. 介護サービス士：1 名

(4) 健康管理の取り組みの推進

イ. 産業医、保健師による健康管理（職場巡視、個人面談の実施）

ロ. SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策の推進

ハ. 年 1 回のストレスチェック制度の実施（宮崎タクシーのみ）

■輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれにも続き講じた措置及び講じようとする措置

1) 2025 年度輸送の安全に関する投資計画

総額：1,000 千円（車両購入に関する設置投資金額は含みません）

（内訳）乗務員の研修・教育にかかる費用、

ドライブレコーダーの設置及び更新とメンテナンス、周辺パソコン機器等の整備

■安全統括管理者に係る情報

会社名	安全統括管理者		選任日時
	役職名	氏名	
三和交通(株)西都	代表取締役	後口 昌賢	H25.9.17
三和交通(株)小林	取締役	赤崎 望	R2.1.15
宮崎タクシー(株)	—	—	—
柳田タクシー	—	—	—

■事業用自動車の運転士、運行管理者、整備管理者に係る情報（2025 年 3 月 30 日現在）

	三和交通(株)西都	三和交通(株)小林	宮崎タクシー(株)	柳田タクシー
乗務員	76名	25名	65名	22名
選任している運行管理者	7名	4名	4名	3名
選任している整備管理者	3名	2名	1名	1名

■事業用自動車に係る情報（2022 年 3 月 31 日現在）

事業区分	車種	三和交通(株)西都	三和交通(株)小林	宮崎タクシー(株)	MR交通高鍋
タクシー	小型	29両	20両	79両	18両
	中型	介護車1両	介護車2両	3両	0両
	ジャンボ	5両	3両	6両	0両
バス	小型	18両	3両	—	—
	中型	9両	1両	—	—
	大型	12両	1両	—	—
合 計		74両	30両	88両	18両

■行政処分情報

2 年以内の行政処分はありません。